

令和7年5月22日
自由民主党政務調査会
金融調査会

序文

我が国の経済情勢は、緩やかな景気の回復が見られる中、足下では、米国の通商政策の影響による不確実な状況が続いており、経済金融環境の変化や金融資本市場の変動等の影響に留意していく必要がある。

金融分野において、ブロックチェーン等の新たな技術の健全な利活用を促進するにあたっては、利用者保護とイノベーションの促進のバランスの取れた環境整備を進めていくことが重要である。

石破政権においては、デフレ脱却を確かなものとし、国民一人一人が賃金・所得の増加を実感できるよう、「賃上げと投資が牽引する成長型経済」に確実に移行するための取組を進めている。そうした成長型経済への移行に金融分野から貢献していく観点からは、国民の資産形成を後押しする「資産運用立国」の政策を推進していく必要がある。

また、現政権は、発足以来、「地方創生2.0」を掲げており、地域金融機関には、地域の課題解決に向け、多様なステークホルダーと連携しつつ、融資にとどまらない多様な金融仲介機能の発揮が求められている。

一方で、金融資本市場を担う主体の職員による不祥事や、金融業界における不適切な事案が発生するなど、金融資本市場の信頼の確保に向けた対応が急務となっている。

本調査会では、従来から、社会経済情勢等を受けて金融面から取り組むべき課題や、政権の掲げる課題に対し、丁寧な議論を重ねて政策を作り上げ、政府に対して適時に具体的な施策の提言を行ってきた。この1年においても、こうした基本姿勢の下で、金融を取り巻く政策課題について幅広く議論を進め、その際には、財務金融部会等との合同での議論や、小委員会を活用し、第一線で活躍される有識者等を講師に招いたうえで議論を重ねるなど、機を逸することなく取り組んできた。

以下では、本調査会・小委員会でのこれまでの議論を踏まえ、政府において、今後、骨太の方針や新しい資本主義実行計画等に盛り込むべき施策について提言を行う。このほか、昨年（2024年）の本調査会の提言以降、その時々で政府に対する提言等も行っており、それらを巻末に添付する。

なお、金融・経済を巡る情勢は日々変化しており、それに伴い求められる政策対応も当然に変化していくことから、本調査会では、国内外の動向を感度高く注視するとともに、今後も必要な対応について議論を継続的に進めていく。

1. 総論

1－1. 経済金融環境の変化と対応

本邦においては、昨年（2024 年）3 月に日本銀行がマイナス金利政策の解除を決定して以来、段階的な利上げが行われ、金利のある世界に回帰した。一方で、米国では昨年（2024 年）9 月に 4 年半ぶりの利下げを決定するなど、国内外の経済金融環境が転換期を迎えている。

こうした中、金融市場では不安定な動きも見られている。日経平均株価は、昨年（2024 年）7 月に史上最高値を更新した後、8 月には急落し、前営業日比過去最大の下げ幅を記録した。さらに、本年 4 月の米国関税措置の発表以降、グローバルな金融市場では不安定な動きも見られ、当面、経済金融情勢は不確実な状況が続く見通しである。米国による関税措置が、内外経済・金融市場に与える影響を、高い警戒感をもって注視する必要がある。とりわけ、足下の我が国の金融システムは総体として安定しているものの、不確実性が高まる中においても、金融仲介機能の円滑な発揮が確保されるよう、金融機関の経営管理やリスク管理態勢を注意深くモニタリングしていく必要がある。

政府においては、こうした観点から、引き続き日本銀行や関係省庁間での緊密な連携を求めたい。

1－2. 金融機関や資本市場の信頼の確保

昨年（2024 年）は、金融資本市場を担う主体の職員における不祥事が相次いだ。こうした職員不祥事が金融資本市場への信頼低下を招かぬよう、改めてそのコンプライアンス対応に万全を期すべきである。

保険会社においては、一昨年（2023 年）に発覚した損害保険業における保険金不正請求事案や保険料調整行為事案に続き、昨年（2024 年）には生命保険業も含む情報漏えい事案が発覚するなど、保険業界に対する社会的信頼を根本から揺るがすような事案が発生している。

一連の不適切事案に関しては、金融庁より業務改善命令が発出されたほか、これを踏まえて監督上の指針の見直しがされているが、さらに法改正による対応として、損害保険代理店及び保険会社に対する体制整備義務の創設・拡充等を盛り込んだ「保険業法の一部を改正する法律案」が本年 3 月に閣議決定・国会提出された。この法改正の過程では、本調査会としても、財務金融部会と合同で審議を進めてきたところであり、同法律が成立すれば、その法律の円滑な施行に向けてフォローしていく。

政府及び保険業界においては、保険業界に対する社会的信頼の回復とその健全な発展を目指すべきである。これに向けて、上記の保険業法改正による対応を含め、これまで本調査会が一連の不適切事案の要因と認識してきた、保険会社から保険代理店への過度な便宜供与に当たる出向の将来的な廃止を目指すなど、構造的な課題の確実な是正に取り組む必要がある。また、是正に向けた取組の実効性を確保するため、保険会社及び保険代理店への監督体制を一層強化すべきである。

金融庁や東京証券取引所、金融機関においては、職員がインサイダー取引により証券取引等監視委員会に告発される事案が発生した。各機関において、再発防止策の実施が進められているところであるが、引き続き、実効性ある対応に着実に取り組むことを求めたい。また、こうした不公正取引等の違反事案に対し、抑止力をより一層高

めていくことも重要である。違反行為に対する課徴金のあり方等も含め、十分な抑止効果が発揮されるよう検討していくべきである。

貸金庫業務について、本調査会では、本年3月、政府に対して「金融機関による貸金庫業務の適正化に関する緊急提言」（別添1）を行った。これを受け、窃取等の不正事案防止のための管理態勢の強化及びマネー・ローンダリング等防止の実効性確保等の観点から、金融庁において「主要行等向けの総合的な監督指針」等の改正案が本年3月27日に公表された。今後、改正された監督指針を踏まえ、金融業界において、貸金庫の管理態勢の強化を図るとともに、顧客に丁寧に周知しつつ貸金庫規約の見直しを行うなど、適切な貸金庫サービスを提供するべきである。

1－3. 詐欺等の犯罪への対応

2024年中の財産犯の被害額は約4,000億円（前年比約1,500億円増）に上り、その増分の大半を特殊詐欺・SNS型投資・ロマンス詐欺をはじめとする詐欺による被害額（前年比約1,400億円増）が占めており、その犯行手口も一層複雑化・巧妙化する中で、これらの詐欺への対策が急務である。

政府においては、こうした情勢を踏まえ、本年4月に「国民を詐欺から守るための総合対策」の改定を行い、インターネットバンキングに係る対策の強化や預金取扱金融機関間での不正利用口座に係る情報共有など新たな施策を追加したところであり、詐欺被害の未然防止・拡大防止に向け、これらの着実な実施を求めたい。

また、利用者が詐欺に巻き込まれないための注意喚起に加えて、口座の売買や譲渡等により、詐欺に加担する行為についても広報・啓発活動を進めるべきである。

加えて、本年3月下旬頃より、証券会社のインターネット取引サービスに関し、不正アクセス・不正取引による被害が急増している。政府においては、日本証券業協会や各証券会社とともに、諸外国の例も踏まえつつ、生体認証の活用も含め、多要素認証の必須化など、投資家が安心して取引ができる環境整備を早急に行うべきである。

1－4. その他の論点

送金・決済サービスの分野においては、デジタル化等の進展に伴い、利用者・利用形態の広がりや新たな金融サービスの登場が見られる。こうした中、本調査会では、政府に対し、技術進歩との並走が求められることを踏まえ、利用者及び事業者の声に丁寧に耳を傾けつつ、必要に応じて制度整備を行うことを求めてきた。そうした提言も踏まえ、暗号資産等の媒介のみを行う業者を対象とする新たな業を創設するとともに、信託型ステーブルコインの裏付け資産の管理・運用の柔軟化を含む「資金決済に関する法律の一部を改正する法律案」が本年3月に閣議決定・国会提出された。

また、昨年（2024年）の通常国会において公益信託に関する法律が成立したことを踏まえ、公益信託の円滑な活用を図るため、公益信託の引受け等について信託業法の規定の適用を除外する「信託業法の一部を改正する法律案」が本年3月に閣議決定・国会提出された。両法案の早期の成立と円滑な施行に向け、本調査会としてもフォローしていく。

金融庁は、本提言で掲げる多岐にわたる政策課題への対応を迅速・強力に推進していく必要があるが、同庁における職員総数当たりの管理職ポスト、局や課等の機構の数は他省庁に比して少なく、政策推進の体制は不十分と言わざるを得ない。金融・経

済を巡る環境変化に不断に対応していくには、従来型の省庁のスクラップアンドビルドの考え方にとらわれず、抜本的な組織拡充を行うべきである。

その際、金融行政上必要な取組みを全国で着実に実施していくため、財務局も含めた体制充実が必要である。

2. 金融分野におけるイノベーションの推進

2-1. 取引状況や米国の動向等を踏まえた暗号資産を巡る制度のあり方

① これまでの取組みと成果

暗号資産に関しては、2016 年の資金決済法の改正で決済手段として法的に位置付けられたほか、利用者保護等の観点から 2019 年・2022 年にも同法や犯罪収益移転防止法等の改正が行われるなど、これまで累次の制度整備を行ってきた。

足下の暗号資産を巡る状況を見ると、暗号資産交換業者における国内口座数が延べ 1,200 万口座に達するなど、FX 取引が旧金融先物取引法の対象とされた 2005 年当時と比べても幅広く普及している。また、主要な暗号資産は、リスク判断力・負担能力のある投資家において、オルタナティブ投資の一部として分散投資の対象に位置付けられつつあり、米国等においてはビットコイン等の現物 ETF について長期投資家も含む機関投資家による投資が拡大している。このように、内外の投資家において暗号資産の投資対象化が進展している状況にある。

ブロックチェーン技術を基盤とする暗号資産取引の拡大は、暗号資産等の web3 ビジネスの健全な発展を支え、我が国が抱える社会問題の解決や生産性の向上に寄与する。投資家においても、暗号資産はボラティリティが相当程度高いものの、オルタナティブ投資の一部として、リスク判断力・負担能力のある投資家による資産形成のための分散投資の対象にもなり得る。我が国における暗号資産取引市場が活性化するためには、暗号資産交換業者の適切な業務遂行と利用者保護が確保されることを通じて、国民による暗号資産への信頼を確保していくことが不可欠である。

こうした観点から、本調査会は昨年（2024 年）12 月に、デジタル社会推進本部と合同で「暗号資産を国民経済に資する資産とするための緊急提言」（別添 2）を取りまとめ、暗号資産取引による損益を申告分離課税の対象とすることや、暗号資産に関する規制の枠組み等について検討を行うこと、国民経済に資する資産となるためのサイバーセキュリティへの取組みを政府が後押しすることについて提言した。

金融庁においては、それも踏まえ、昨年（2024 年）秋より行ってきた暗号資産に関連する制度のあり方等に関する検証結果を本年 4 月に公表したところである。

他方、米国では、本年 1 月に発出された大統領令に基づき、大統領作業部会の下、デジタル資産の発行及び運用を管理する連邦規制枠組みの検討が行われているほか、議会においてもステーブルコインの規制に関する法案が提出されるなど、暗号資産等のデジタル資産に関する規制の明確化・整備に向けた取組みが行われている。

本調査会では、こうした本年に入ってから以降の政府における検討の進捗や米国の動向に関しても状況を把握し、暗号資産を巡る制度のあり方や今後の方向性について議論を行った。

② 今後の対応

ブロックチェーン技術や暗号資産取引市場の健全な発展には、利用者保護とイノベーションの促進のバランスの取れた環境整備が重要である。また、暗号資産に関しては、無登録業者による違法な勧誘や詐欺的な勧誘に関する相談事例が政府に多く寄せられている。投資セミナーやオンラインサロン等が出現し、そうした中には違法行為が疑われるものもあり、利用者保護の必要性も高まっている。

先述の通り、暗号資産取引に関しては、これまでも様々な制度整備を行ってきたところであるが、暗号資産の投資対象化の進展を踏まえ、我が国の暗号資産ビジネスの健全な発展に向けて、税制・規制の両輪で、適切な投資機会の提供と投資家保護を図るための環境整備を行うことが適切である。具体的には、以下の取組みを進めるべきである。

まず、暗号資産取引に係る投資家保護の徹底を図ることにより、市場の健全な発展を促す観点から、業法において暗号資産を金融商品と位置付け、必要な制度整備を図ることが適当である。具体的な規制の内容については、政府において、米国の規制動向や、暗号資産は株式等の典型的な有価証券とは異なる特性を有することを勘案しながら、暗号資産の性質や取引実態に応じた適切なものとなるよう検討すべきである。また、証券監督者国際機構（IOSCO）の勧告や欧州・韓国の法制化の動き等も踏まえ、不正行為に対して厳格な対応を行う観点から、暗号資産に係るインサイダー取引を含めた不公正取引や無登録業等の不正行為について、エンフォースメントや罰則の強化等を通じて抑止力を高めていくべきである。

そのうえで、取引業者等による税務当局への報告義務を整備し、分離課税の導入を含めた暗号資産取引に係る税制について見直しを検討するべきである。

加えて、諸外国の動向を踏まえれば、我が国においても、暗号資産 ETF の組成を可能とするための検討を税制面も含めて進めるべきである。そのためにも、関係業界において、暗号資産現物取引と暗号資産 ETF に係る税制の見直しのタイミングについて、意見調整が図られる必要がある。

さらに、暗号資産を巡るサイバーセキュリティについて、国際協調も通じ、一層の強化を図っていくべきである。

2-2. 金融分野における AI の健全な利活用の促進

① これまでの取組みと成果

生成 AI の加速度的な性能向上等を背景に、かつてないスピードで AI の社会実装が進んでいる。金融分野も例外ではなく、大幅な業務効率化やリスク管理の高度化、新たな金融サービスの創出などを通じて、金融機関のビジネスモデルを根本から変革する可能性を秘めている。事前学習済みの生成 AI は、中小の金融機関であっても比較的容易に導入可能であり、金融機関自身及び取引先の中小企業等の生産性向上に資する技術である。

政府においては、AI の開発・活用を推進することを目的とした法案（AI 法案）が本年 2 月に国会に提出されるなど、社会全体での AI の安心・安全な活用環境の構築に向けて対応が行われている。こうした政府全体の取組みと連動する形で、金融分野においても AI の健全かつ積極的な活用を促すべく、本年 3 月、金融庁より、AI ディスカッションペーパー 第 1.0 版）」が公表された。同ペーパーは、130 の金融事業者を対象としたアンケート調査等を踏まえ、AI のユースケースや一層の活用に向けた課題、同庁としての今後の対応方針等を体系的に整理したものである。

とりわけ、同ペーパーでは、技術革新に取り残されることで良質な金融サービスの提供が困難になるという「チャレンジしないリスク」の重要性が強調されている。AI の適切な活用を通じて、我が国の金融産業の中長期的な競争力を確保するため、当局は適切な運用を促していくべきである。

② 今後の対応

本調査会としては、金融分野における AI の健全な利活用を志向する政府のこれまでの取組みを歓迎する。今後は、政官民の継続的な対話を通じて、的確な実態把握と不断の環境整備を行っていくべきである。

そのために、当局は、官民のステークホルダーによる会議体を速やかに設置し、AI ディスカッションペーパーで特定された論点を中心に、AI の倫理・ガバナンスに係る政府の取組みや、金融安定理事会（FSB）等における国際的な議論の進展も踏まえつつ、実務上の課題やリスクへの対応、制度上の論点について深掘りを行うべきである。その上で、規制の適用関係を明確化する必要がある場合には、関連するガイドライン等の見直しを行うなど、適切な政策対応を柔軟かつアジャイルに行っていくことが期待される。国内外から多くの関係者が集う機会である Japan Fintech Week に合わせて同文書の更新を行い、金融行政としての方向性を明示していくべきである。

また、金融機関等においては、ユースケースに応じてリスクを適切に管理しつつ、経営陣の主体的な関与の下で、取引先の中小企業等への経営支援機能の強化など、金融サービスの高度化に資する取組みに積極的に挑戦していくことが期待される。

あわせて、当局自身も「チャレンジしないリスク」の重要性に鑑み、AI の活用を更に加速させ、金融行政の質の向上を目指すべきである。

2-3. 中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する検討状況

① これまでの取組みと成果

本調査会では、2020 年以降、中央銀行デジタル通貨（CBDC: Central Bank Digital Currency）について、累次にわたって提言を行ってきた。

日本銀行は、2020 年 10 月に CBDC に関する取組方針を公表し、一昨年（2023 年）4 月からパイロット実験を実施している。また、政府は、昨年（2024 年）1 月に「CBDC に関する関係府省庁・日本銀行連絡会議」を設置し、議論を行っている。

諸外国の動向を見ると、米国ではトランプ大統領が本年 1 月、CBDC の発行等に関する米政府機関の取組みを停止・禁止する大統領令に署名し、米ドルを基軸通貨として維持するためステーブルコインを活用する方針が表明されている。対して、欧州（ユーロ圏）では、ECB が一昨年（2023 年）11 月から「準備フェーズ」を開始し、本年 10 月に、次期フェーズに移行するか判断する予定である。また、中国は、デジタル人民元のパイロット実験を実施しているところである。

なお、一般利用型 CBDC と直接関係するものではないが、日本銀行は、昨年（2024 年）4 月に BIS が実施を公表したクロスボーダー決済のための実験プロジェクト（「プロジェクト・アゴラ」）に参加しており、本調査会としても、引き続きフォローしていく。

② 今後の対応

日本銀行は、パイロット実験を通じ、技術面を中心とした検討を着実に進めるとともに、ホールセール型も含めて幅広い観点から検討を進めるべきである。

政府は、日本銀行と連携し、諸外国の動向や日本銀行の実証実験の進捗等を見つつ、制度設計の大枠の整理として、主要論点の基本的な考え方や選択肢等を明らかにすべきである。その後、我が国の実情や利用者のニーズに合ったものとなるよう、更なる具体化や必要な見直しに不断に取り組みつつ、法制面や発行の可能性の検討を進めるべきである。

3. 資産運用立国の実現

3-1. 資産運用立国の更なる推進

① これまでの取組みと成果

資産運用立国については、金融面から「成長と分配の好循環」の実現を後押しし、我が国経済の持続的な成長に貢献していくことを目指して、一昨年（2023 年）12 月に策定された「資産運用立国実現プラン」の下、インベストメントチェーンを構成する各主体をターゲットとした改革が進められてきた。

本調査会においても、従前より、資産運用立国 PT 等において様々な観点からの施策を提言し、政府においては、これを踏まえた取組みが進められてきた。その結果、後述するように、家計の安定的な資産形成、資産運用業・アセットオーナーシップの改革、コーポレートガバナンス改革といった幅広い施策は着実に進展してきた。また、政府においては、一昨年（2023 年）・昨年（2024 年）秋に「Japan Weeks」を実施し、対外的な情報発信、コミュニケーションの強化にも力を入れており、これまでの資産運用立国の実現に向けた取組みについては、国内外の投資家や若い世代を含めた家計からも高い評価を得ている。

その上で、資産運用立国は、我が国の資金の流れを大胆に変えていく大きな改革であり、継続的に取組みを発展させていく必要がある。このため、政府は、本年 3 月、資産運用立国に関する施策の進捗状況及び効果を評価するとともに、更なる施策について検討すべく、内閣官房新しい資本主義実現会議の下に、政府横断的な司令塔として「資産運用立国推進分科会」を設置して議論を開始した。

本調査会においても、これまでの取組み状況をフォローアップし、インベストメントチェーンの更なる活性化に向けた議論を行った。

② 今後の対応

足下、世界の金融資本市場に不安定な動きが見られるところであるが、そのような状況だからこそ、「成長と分配の好循環」の実現を金融面から後押しする資産運用立国の施策を着実に推進し、その成果の対外的な情報発信に力を入れていくべきである。

具体的には、上述の「資産運用立国推進分科会」において、本年 10 月の Japan Weeks に向けて、資産運用立国の実現に向けたモメンタムを維持し、更に強化していく観点から、下記に掲げる施策を実行していくため、内閣官房において「資産運用立国アクションプラン 2025」を作成・公表すべきである。

その上で、金融庁は他省庁等とも連携し、本年 10 月の Japan Weeks の開催をはじめ、日本市場の魅力等に関する海外向け情報発信を充実させるべきである。また、Japan Weeks 期間中に資産運用フォーラムの年次会合が開催されるが、資産運用業の高度化に向けて、オルタナティブ投資・日本企業の価値向上と地方を含めた日本への投資促進・資産運用業の DX・サステナブルファイナンスに関する議論を行い、国内外の資産運用会社等の知見を踏まえた成果物を同会合で取りまとめるべきである。

上述の「資産運用立国推進分科会」の設置、金融庁における資産運用課の設置に加えて、資産運用立国に向けた改革を成果あるものとして円滑に実行するため、推進体制の抜本的強化に取り組むべきである。

3-2. 家計の安定的な資産形成

① これまでの取組みと成果

昨年（2024 年）1 月から新しい NISA が開始され、昨年（2024 年）12 月末時点の総口座数は 2,560 万口座（1 年間で 436 万口座増）、総買付額は 53 兆円（同 17.4 兆円増）となり、18 歳以上の国民の 4 人に 1 人が口座を保有する状況となるなど、NISA は国民の安定的な資産形成の手段の 1 つとして受け入れられつつある。

また、NISA とあわせて個人年金の充実も重要な取組みであり、確定拠出年金（iDeCo 及び企業型 DC）については、令和 7 年度税制改正大綱において加入可能年齢の 65 歳未満から 70 歳未満への上限引上げとともに、拠出限度額の引上げが盛り込まれ、次期年金制度改正法案等での措置が検討されているところである。

さらに、昨年（2024 年）4 月に設立された J-FLEC（金融経済教育推進機構）が同年 8 月に本格稼働し、国民の金融リテラシーの向上に向けて、学校・企業への講師派遣や、電話・オンラインでの個別相談、学校教育へのアドバイス提供、全国各地での教育イベントを展開している。あわせて、本年 2 月時点で J-FLEC 認定アドバイザーの数は 1,000 名を超え、官民一体となって、中立的な立場から金融経済教育を推進している。

この他、家計が安心して金融商品を購入できるようにするためには、金融事業者が顧客本位の業務運営を確保することが不可欠である。このため、2023 年 11 月に成立した「金融商品取引法等の一部を改正する法律」により、金融事業者や企業年金等関係者に対して顧客の最善の利益を勘案しつつ、誠実かつ公正に業務を遂行することが義務付けられ、昨年（2024 年）11 月に施行された。また、製販全体で顧客の最善の利益に適った金融商品が提供されるよう、昨年（2024 年）9 月に「顧客本位の業務運営に関する原則」が改訂され、プロダクトガバナンスに関する補充原則が追加された。あわせて、顧客本位の業務運営の取組みを促す方策の一つとして、仕組債・投資信託等の商品に関し、顧客との利益相反の可能性に係る事項の顧客への情報提供を義務付けるため、本年 3 月に「金融商品取引業等に関する内閣府令」が改正され、12 月より施行予定である。

② 今後の対応

（長期・分散・積立投資の意義の情報発信）

世界の金融資本市場において不安定な動きが見られる中においては、近年新たに資産形成を始めた者、特に新しい NISA の開始によって NISA での投資を開始した者への影響に注意を払うことが必要である。緊急に現金化を要する特段の事情があるなどの場合は別として、家計が冷静に資産形成活動を続けることができるよう、長期・分散・積立投資、とりわけ時間分散の意義を一層浸透させる情報発信に政府や金融事業者は特段の意を用いるべきである。

（全世代に向けた NISA の利便性の向上）

政府は、若者から高齢者まで全世代の安定的な資産形成を支援する観点から、以下の項目を検討すべきである。その際、NISA に関する有識者会議を活用するなど、家計の安定的な資産形成の促進の観点から、NISA について、効果検証を行いつつ、その制度や運用上の改善点を検討する PDCA 態勢を構築すべきである。

○つみたて投資枠における投資可能年齢の下限の撤廃

子育て支援・少子化対策の一環として、政府はつみたて投資枠に限り投資可能年齢の下限を撤廃し、早期からの投資を可能とする制度の検討を含め、若年層の資産形成の推進のための具体的な方策を検討すべきである。このことにより、高齢世代に偏っている金融資産が若年世代に移転することを通じて、若年世代も資産運用立国の恩恵を受け、少しでも多くの蓄えのある状態で若者が人生をスタートできるようになることも期待される。

○対象商品の拡大及びスイッチングの解禁

現下の物価上昇の下においては、一定の投資を含めて計画的な資産運用を行いつつ、長期投資の成果の一部を取り崩し、生活に充てたいというニーズが高まっている。このため、金融機関における手数料を含む顧客本位の金融商品・サービスの提供の確保を前提に、こうした趣旨に沿うよう、対象商品の拡大及びスイッチングの解禁を含む制度の充実を検討するなど、政府は退職世代を含めあらゆる世代に向けた資産運用サービスの充実の具体策について検討すべきである。

あわせて、つみたて投資枠における対象指数の追加や投資対象の拡大など、NISAの対象商品の多様化を図るとともに、口座開設 10 年後の所在地確認のデジタル化・簡素化に向けた検討を進め、NISA の更なる利便性の向上を図るべきである。

なお、これらの検討に際し、日本の株式市場の活性化に配慮することも重要である。

（若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、一人一人のライフプランに沿った形で資産形成を行うための環境整備）

家計の収支管理やライフプランの設計・点検を容易に行えるよう、年金も含めた金融情報の「見える化」に向けて、J-FLEC を中心に関係省庁・関係金融団体等が連携し、個人が自身の金融資産やキャッシュフロー等の状況を容易に把握できるためのデータ集約の仕組みを整えるなどの環境整備を進めるべきである。

若年世代に対しては、学校教育の段階から、金融経済教育を引き続き強化していくべきである。こうした観点から、学習指導要領の改訂に向けて、金融庁・J-FLEC は文部科学省と連携すべきである。

職域における金融経済教育の提供を浸透させる観点から、各省庁は全企業の範となるべき存在である。このため、J-FLEC は各省庁と連携しつつ、各省庁の所管分野の関係企業や経済団体に対する周知広報に取り組むとともに、本省庁及び地方部局における金融経済教育研修を導入すべきである。

地域によって金融経済教育の取組みに濃淡が見られる中で、全国津々浦々に教育の機会を提供するため、J-FLEC は地方における活動の底上げを図るべきである。あわせて、投資を始めたばかりの方を含め、分かりやすく信頼できる情報発信の強化にも取り組むべきである。

企業型 DC の運用対象について、長期間の運用が可能であるという資金の特性を活かした適切な運用が選択されるよう、取組みを強化しなければならない。とりわけ、元本確保型で運用する場合には、安全性とリターンのトレードオフの中で、リターンの高さが十分に追求されないことから、物価が上昇する経済社会において実質的な価値が保たれなくなる可能性があることに留意が必要である。これらを的確に認識した

上で、事業主は加入者に対して丁寧な説明を行うべきであり、また、必要に応じて、厚生労働省から指定運用方法の見直しの検討を促すべきである。

（高齢者が安心して長生きできる社会を金融面から支えるための環境整備）

長寿化の進展により高齢期に向けた資産形成・管理の重要性が高まっている中で、個々人がライフステージの各段階で適切な金融サービスが選択できるよう、J-FLECにおいては、シニア層をターゲットとしたイベントの積極的な開催を進めるほか、企業・地域コミュニティ等と連携の上、お金の学びを得る機会や個別相談を受ける機会の増加に向けた周知広報など、金融リテラシーの向上に向けた取組みを更に工夫・強化すべきである。また、高齢顧客保護の観点から、詐欺被害対策を含め、金融経済教育を徹底すべきである。

高齢顧客の将来的な認知判断能力の低下に備え、親族等の代理取引を可能とする金融サービスである「家族サポート証券口座」の普及促進など、金融業界における高齢顧客の様々な課題やニーズに寄り添った丁寧な対応を金融庁は業界団体とともに促すべきである。

3-3. 資産運用業・アセットオーナーシップの改革

① これまでの取組みと成果

インベストメントチェーンを通じた資金の好循環を実現するためには、家計金融資産等の運用を担う資産運用業やアセットオーナーの運用力向上が重要である。

このため、資産運用業の改革に向けて、金融庁は、資産運用ビジネスを傘下に持つ大手金融機関グループに対して、資産運用ビジネスの経営戦略上の位置付けを明確にし、運用力の向上やガバナンスの改善及び体制強化を図るためのプランを策定・公表することを昨年（2024年）要請し、これまでに17の金融グループがプランを公表している。

また、官民連携して新興運用業者に対する資金供給の円滑化を図るため、新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）に基づき、金融機関等の EMP 取組事例の公表、新興運用業者を一覧化したリスト（エントリーリスト）の提供を行うとともに、昨年（2024年）5月に成立した「金融商品取引法及び投資信託及び投資法人に関する法律の一部を改正する法律」において、適切な品質が確保された事業者へのミドル・バックオフィス業務の外部委託や運用権限の全部委託を可能とする改正を行うことにより、投資運用業への新規参入の促進を図った。加えて、アセットオーナーとベンチャーキャピタル間の認識を深め、ネットワーキングを推進するイベントとして、本年2月に、金融庁、経済産業省、日本ベンチャーキャピタル協会（JVCA）の共催により、「アセットオーナー・ベンチャーキャピタル ミートアップ」を開催した。

さらに、国内外の金融・資産運用業者の集積や地域の産業・企業の育成支援に向けて、昨年（2024年）6月に取りまとめられた「金融・資産運用特区実現パッケージ」に沿って、北海道・東京・大阪・福岡の4地域を金融・資産運用特区の対象地域に決定し、規制改革等に順次取り組んでいる。

この他、日本に新規参入する海外事業者の事前相談や、登録手続、登録後の監督を切れ目なく英語で対応する「拠点開設サポートオフィス」の支援を受けて、本年4月末時点で47件の海外の資産運用会社等が登録を完了している。

アセットオーナーシップの改革に向けては、昨年（2024 年）8 月に内閣官房が「アセットオーナー・プリンシプル」（アセットオーナーに係る共通の原則）を策定し、関係省庁が連携して周知を行っているところである。合計で 700 兆円を超える額を運用している 207 の機関が本年 4 月末時点で同プリンシプルの受入を表明している。（公的年金等：14、企業年金：135、保険：33、学校法人等：24、その他：1）

② 今後の対応

本年 7 月に、金融庁に新たに資産運用課が設置されることとなったことを踏まえ、資産運用ビジネスの高度化に向けて、大手金融機関グループにおける資産運用力向上等に関する取組みのフォローアップを行い、各社に継続的な深化を求め、業界の変革を後押しすべきである。

新興運用業者促進プログラム（日本版 EMP）の施策が更に加速するよう、金融庁は、EMP に係る取組事例のフォローアップを行うなど、大手金融機関に対して新興運用業者の活用への働きかけを引き続き行うとともに、前年に続いて「アセットオーナー・ベンチャーキャピタル ミートアップ」を開催すること等を通じて、アセットオーナーとベンチャーキャピタルの間の相互理解の促進に向けて取り組むべきである。

ベンチャー投資を含めアクティブ運用においては、優れた企業の目利きができる人材を質・量ともに充実させることが不可欠である。各産業に通じた人材が育つことは、各産業の成長支援・優良企業への投資促進にも繋がっていくことから、金融庁は、資産運用業界の人材についての充実に向けた実態把握を進めるべきである。

資産運用を支えるバックヤードの業務・システムについて、カストディアン（資産管理信託銀行）・レコードキーパー（確定拠出年金の記録関連運営管理機関）・システムベンダーなどの様々な関係者が存在し、その内容が複雑化・高コスト化しているとの指摘もある中で、金融庁は資産運用のインフラとなっている業務・システムの合理化に向けた実態把握や、適切な対応を進めるべきである。

資産運用ビジネスの高度化に向けて、金融庁はアセットオーナーを支える金融機関等に対するモニタリングの更なる強化を図るべきである。

生成 AI やブロックチェーン等の新たな技術の登場を踏まえ、資産運用業の高度化への将来的な活用に向けて、官民で検討を進めるべきである。

金融・資産運用特区については、昨年（2024 年）6 月の「金融・資産運用特区実現パッケージ」に基づく取組みを特区地域への金融・資産運用業者の新規参入につなげるべく、4 地域と連携して対外的な発信強化のためのプロモーション施策を実施し、日本市場の魅力の積極的な発信や関係者間の対話を充実させるべきである。あわせて、海外からの新規参入事業者への創業支援の取組みを継続すべきである。

アセットオーナー・プリンシプルについて、関係省庁は引き続き周知を進め、プリンシプルの受入れを更に進めるとともに、各アセットオーナー自身による運用の点検を通じて、資産運用の高度化に向けた取組みを後押ししていくべきである。

3－4. スタートアップ・成長企業への投資やインパクト投資の推進

① これまでの取組みと成果

（スタートアップ・成長企業への投資の推進）

我が国経済の持続的成長のためには、スタートアップの育成が不可欠であり、リスクを取れる主体の資金がスタートアップに向かう流れを強化していく必要がある。こ

うした観点から、スタートアップ・成長企業への投資を推進するため、これまで、資産運用立国実現プラン（2023 年 12 月）や本調査会の昨年（2024 年）の提言に基づき、

- ・スタートアップへの主要な投資家であるベンチャーキャピタル（VC）について、国内外の機関投資家からの出資が受けられるよう VC 業界の底上げを図るとともに、上場後も含めたスタートアップの経営支援が進むよう VC の取組みを促すため、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」を策定（昨年（2024 年）10 月）
- ・一般投資家による小口の投資を受ける株式投資型クラウドファンディングについて、企業の発行総額上限の引上げ（1 億円から 5 億円）や投資家の投資上限の柔軟化（200 万円を上限に年収・純資産の 5 %まで）を図る金融商品取引法施行令等の改正（本年 2 月施行）
- ・非上場株式等のセカンダリー取引を活性化させ、スタートアップの株主の換金機会を拡大する観点から、非上場仲介業を行う証券会社の登録要件を緩和するとともに、流動性の低い非上場有価証券を限定的に扱う流通プラットフォーム（PTS）について認可を不要とする金融商品取引法の改正（昨年（2024 年）11 月及び本年 5 月施行）

などの様々な取組みが行われてきた。

さらに、スタートアップ企業への投資については、流動性が低いことや情報開示が十分に行われないこと等から、上場企業への投資に比べて一般にリスクが高いとされ、こうした投資を活性化させるにあたっては、投資判断能力やリスク許容度が高い投資家によるスタートアップ投資の裾野を広げ、米国並みの資金調達環境（日本版ルール 506）を整備することが重要である。こうした観点から、昨年（2024 年）の本調査会提言も踏まえ、本年 2 月にプロ投資家向け私募制度においてインターネットを含む様々な媒体による勧誘等が可能となり、また 3 月には個人がプロ投資家になるための要件の更なる明確化などが行われた。

（インパクト投資の推進）

事業革新を通じて社会的課題の解決と企業価値の向上を目指す企業に対し、一定の投資収益の確保を目指し投資を行うインパクト投資は、社会課題を経済成長のエンジンへ転換していく、新しい資本主義の鍵となる取組みである。こうした投資を推進するため、一昨年（2023 年）11 月、官民の幅広い関係者が参画する「インパクトコンソーシアム」が立ち上げられ、インパクトを測定・管理するために活用できる指標・データの整備や、地域におけるインパクト投資の理解促進等についての議論を行ってきた。また、昨年（2024 年）3 月には「インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針」を公表し、インパクト投資の基本的要素（投資の意図する社会的効果が明確であること、実現した社会的効果を継続的に測定・管理すること等）をまとめた。

② 今後の対応

（スタートアップ・成長企業への投資の推進）

スタートアップ・成長企業への投資を更に推進する観点から、政府においては、事業者による資金調達に必要な開示に伴うコストの分析・調査を行い、その結果も踏まえ、有価証券届出書の提出基準等の見直しを図るべきである。

投資判断能力やリスク許容度が高い投資家によるスタートアップ企業の株式（非上場株式）への投資を活性化し、昨年（2024 年）の経済対策で打ち出された米国並みの資金調達環境（日本版ルール 506）を実現させる観点から、引き続き、政府は投資家に対して関連制度の周知・浸透を図るべきである。また、日本証券業協会は、投資家保護に留意しつつ市場関係者のニーズ等を踏まえ、証券会社による非上場株式の勧誘が原則禁止されている自主規制を見直すべきである。

加えて、政府は関係団体と連携しながら、非上場株式を組み入れた投資信託等による資金供給の活性化に取り組むとともに、非上場株式のセカンダリー取引が円滑に行われるようプラットフォームの創設・活性化を推進するべきである。また、上場会社等による M&A やカーブアウト・スピンオフを促進し、スタートアップ企業の出口戦略の多様化やスタートアップ企業の育成に取り組むべきである。

これらを通じて、米国並みの資金調達環境の実現やスタートアップの育成を目指し、取組みを推進していくべきである。

スタートアップ企業の成長においては、海外からの資金供給も重要と考えられるところ、「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」の周知・普及を進めるほか、海外投資家からの国内ファンドへの LP 出資の呼び込みに向けて、諸外国の制度の調査等を踏まえて、外国組合員特例税制等について必要な措置を検討すべきである。

我が国上場企業を長期にわたり支える安定的な株主を育成し、これを次世代に伝えていく観点から、一定の長期保有国内株式について相続財産から控除する制度を検討すべきである。

（インパクト投資の推進）

金融庁は、既存の国内外のインパクトに関する指標集・データベースを整理してその活用を促すとともに、特に企業・投資家の関心が高い社会課題分野に関しては、関係省庁が連携して、更なるデータ・指標の整備を進めるべきである。

また、金融庁は、インパクト投資の担い手を拡大するため、ローカル・ゼブラ企業の実証事業も踏まえ、投資手法や事例を収集・分析し、金融機関等のノウハウの蓄積・共有を図るなど、投資手法の普及を進めるべきである。

加えて、金融庁は、国際的な団体等とのネットワークを強化し、我が国の取組みに関する対外発信を充実すべきである。

3－5. 市場の魅力向上に向けた取引所等の取組み

① これまでの取組みと成果

東京証券取引所（東証）は、2022 年 4 月に行われた市場区分の見直し後、上場企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上を支えていく観点から、そのフォローアップに取り組んできた。その一環として、東証は、一昨年（2023 年）3 月、プライム・スタンダード市場の上場企業に対して、PBR などの市場評価や ROE など「資本コストや株価を意識した経営」の実現に向けた対応を要請した。それにより、企業価値の向上に向けた上場企業と投資家との対話が進み、国内外からの日本の金融市場に対する期待も高まっている。こうした流れをより継続的なものとするよう、東証は、要請に基づき取組みを開示している企業のリストや上場企業による取組事例の公表などの取組みを実施している。

グロース市場については、市場区分の見直しにおいて、高い成長可能性を有する企業向けの市場として設けられたが、高い成長性を実現できている企業は多くない。このため、東証は、グロース市場の上場会社経営者や関係者（国内外のベンチャーキャピタル（VC）やアナリスト等）へヒアリング等を行い、上場時、上場後の具体的な課題の洗い出しや今後の対応に向けた議論を行ってきた。こうした検討を踏まえ、東証は、グロース市場から日本経済の成長を牽引するスタートアップを輩出していくため、上場前から上場後にかけて継続的に高い成長を促す観点から、上場維持基準の見直し等の施策の最終化と実施に向け、議論を加速させている。

市場区分見直しに関しては、見直し後も、上場維持基準に満たない企業であっても、上場維持が認められる経過措置が導入されたが、この経過措置は、本年3月以降に順次終了している。東証は、経過措置適用会社の状況に係る情報発信や経過措置対象会社に対する働きかけなど、上場企業・投資者双方の観点から経過措置が円滑に終了するよう努めてきた。

また、新NISAの開始による貯蓄から資産形成への一層の流れや、多様な投資家層の裾野を拡大する観点から、個人投資家がより一層日本企業に投資しやすくなる環境整備は重要である。東証は、投資単位が高い株式について、これまで累次の働きかけを行ってきたことに加え、2022年10月の要請により、株式分割による投資単位の引下げを促している。こうした働きかけもあり、要請以降、450社を超える上場企業が株式分割の決議を行ってきたところであるが、日本の上場企業の投資単位は海外と比較すれば引き続き高い水準にとどまっている。このため、東証は、昨年（2024年）10月より「少額投資の在り方に関する勉強会」を開始し、個人投資家が投資しやすい環境整備に向けて議論を行ってきた。本年4月には、同勉強会の報告書として東証の今後のアクションプランを取りまとめるとともに、上場企業に対して、個人投資家が求める10万円という投資単位の水準を参考に、更なる引下げについて要請を行った。

さらに、国内外の機関投資家や個人投資家の投資資金の呼び込みのためには、個別銘柄への投資に加え、投資判断のベンチマークとなる適切なインデックスの存在は極めて重要である。日本取引所グループでは、日本株の代表的な指数であるTOPIX（東証株価指数）の機能向上を図っており、TOPIX構成銘柄のうち、流通時価総額が100億円未満の銘柄を段階的に除外する見直しを段階的に進め、本年1月、第一段階の見直しが完了した。今後は、プライム市場だけではなくスタンダード・グロース市場の銘柄への拡大や流動性基準による定期的な銘柄入替の実施といった第二段階の見直しを実施していくこととしている。

このほか、市場インフラの機能強化を図る観点からは、取引所と私設取引システム（PTS）の健全な市場間競争を促進していくことも重要である。上場株式等を扱うPTSは、昨年（2024年）12月より4社となり、合計の対取引所シェアは約14%に至っている（本年3月末時点）。こうした中で、昨年（2024年）12月には、市場間競争を進める観点から、上場株式等を扱うPTSについて、取引の公正性や価格の透明性の確保による利用者保護の向上を図りつつ、競売買方式（オークション方式）の売買高上限を緩和するとともに、取引所の立会外取引と類似する取引をTOB5%ルールの適用対象外とする制度改正が施行された。

②今後の対応

東証からのプライム・スタンダード市場の上場企業に対する「資本コストや株価を意識した経営」に関する開示要請に対し、例えばプライム市場の上場企業のうち85%

以上が開示を実施するなど、中長期的な企業価値向上に向けた取組みを開示し実行する企業が増加している一方で、スタンダード市場の上場企業においては開示を実行する企業は3分の1超に留まっている状況にある。東証は、上場企業の企業価値の向上に向けた取組みがより拡大し、それぞれの上場企業で実質的な取組みが行われるよう、継続的なフォローアップや更なる取組みの促進に向けた必要な追加施策の検討を行うべきである。

グロース市場については、上場後5年以上経過した企業（上場後プライム市場等に市場区分を変更した企業を含む）の約半数が時価総額100億円未満に留まっているなど、上場後も時価総額が小粒であり、上場企業の多くが必ずしも成長を実現できていない状況を踏まえ、同市場が、企業が上場後も成長を加速していくための場となり、同市場から未来の日本経済の成長を牽引するスタートアップが多く輩出されるよう、東証は、上場企業に対し、M&Aも含めて高い成長を目指すためのガイダンス（対応のポイント等）の策定・周知や、機関投資家との対話促進を図る取組みなど、緊密なコミュニケーションと伴走支援を含めた「高い成長を目指した経営」の働きかけを行うべきである。また、上場後の高い成長を見据えたIPOの業界一体（取引所、証券会社、監査法人、ベンチャーキャピタル等）となった推進等にも取り組み、グロース市場の更なる機能向上に向けた施策を早期に進めていくべきである。こうした取組みを進めつつ、上場企業が機関投資家の投資対象となり得る規模へと早期に成長することを促すため、上場維持基準を見直すべきである。他方で、スタートアップからはエグジットへの影響を懸念する声も寄せられていることから、東証は、上場企業や今後上場を目指すスタートアップ等への影響にも留意しながら、十分な助走期間の確保などの激変緩和や、影響を受け得る企業のスタンダード市場への区分変更を可能とする手当て等の措置を併せて講じるべきである。加えて、スタートアップの育成に支障が生じないよう、資金供給の活性化やM&Aの促進を含めた出口戦略の多様化等、3－4に記載の各種施策を政府としても積極的に取り組んでいくべきである。

市場区分見直しの経過措置については、対象企業が順次改善期間に入っていく中で、引き続き、東証において、経過措置適用企業の改善計画の進捗状況を丁寧にフォローアップしつつ、対象企業における基準適合に向けた取組みのほか、市場区分変更や他取引所への重複上場、非公開化等のコーポレートアクションの実施といった必要な取組みの検討・実施を促すなど、必要な対応を行っていくべきである。

投資単位の引下げについては、東証の働きかけを受け、株式分割を行った上場企業も多いが、株価上昇の影響等もあり、依然として投資単位が高い上場企業が存在している。東証は、本年4月に、上場企業に対して、個人投資家が求める10万円という投資単位の水準を参考に、更なる引下げについて要請を行ったところであるが、東証においては、株主対応に係る電子化の促進を含む上場会社の負担軽減に向けた取組みを後押ししつつ、こうした要請の効果も検証しながら、引き続き、単元未満株の取り扱いも含め投資単位の更なる引下げに向けた検討を進めるべきである。

TOPIXの見直しについては、現在行われている見直し終了後も、日本取引所グループにおいて、マーケット・ベンチマークとしての連続性の確保に留意しつつ、より効率的な運用に資するよう投資機能性の向上に向けた検討を進めるべきである。

投資対象の更なる多様化の観点から、国内のデータセンター投資を促進しつつ不動産を含む多様な運用手段の提供を図るため、金融庁は、REIT（不動産投資信託）の保有資産として、データセンター等を組み入れるための環境整備を行うべきである。あ

わせて、金融庁や東証は、再生可能エネルギー発電設備への投資を含む上場インフラファンド市場の活性化に引き続き取り組むべきである。

市場インフラの機能強化については、引き続き取引所や PTS、クリアリングハウス等の市場インフラの各提供主体が、利用者保護を前提として、多様な利用者ニーズを踏まえつつ創意工夫を行っていくことが重要であり、そうした取組みを後押ししていくべきである。

4. 地方創生に貢献する地域金融力の強化

4－1. 地方創生の取組みの後押し

① これまでの取組みと成果

本調査会では、地域金融機関による地方創生の取組みを後押しするために精力的に議論を行い、本調査会の提言を踏まえ、政府は様々な政策を実施してきた。

例えば、2021年には本調査会の提言を踏まえて銀行法等が改正され、地域商社等の一定の銀行業高度化等会社の設立に関する行政手続が簡素化された。これまで高度化等会社は70社設立されており（本年3月時点）、地域金融機関は地域商社も活用しながら、地域課題解決に向けて様々な取組みを推進している。

また、地域金融機関は、地方への新しい人の流れの創出にも貢献している。例えば、地域の中堅・中小企業に大企業の経営人材をマッチングする「REVICareer（レビキャリア）」には、156の地域金融機関が登録しており、マッチング件数は年々増加し、これまで178件のマッチングが実現している。

さらに、地域事業者に対する経営改善・事業再生等の支援も進捗している。昨年（2024年）、本調査会は、事業者支援を徹底する観点から、一歩先を見据えて事業者の実情に応じた経営改善・事業再生支援等に取り組むべきとの提言を行い、金融庁において「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の改正が行われた。また、本調査会は、地域金融機関が経営者保証解除に積極的に取り組むよう促すべきとの提言も行った。これと相まって、金融庁から金融機関へ累次の要請が実施され、新規融資件数に占める経営者保証に依存しない融資件数の割合は着実に上昇し、2024年度上期に初めて5割を超えた。

加えて、有形資産に乏しいスタートアップ等が事業全体を担保とする制度（企業価値担保権）については、本調査会の提言も踏まえ、「事業性融資の推進等に関する法律」が昨年（2024年）6月に成立した。

② 今後の対応

地域金融は地方創生や地域経済における「要」として重要な役割を果たしている。地域の持続可能な発展に向けて、政府は、引き続き、地域金融機関による地方創生に向けた取組みを強力に後押ししていく必要がある。

具体的には、地域金融機関による地方創生の取組みの中には地域商社等を用いた好事例が存在するが、こうした好事例を他の地域の実情を踏まえながら普遍化させていくための取組みを進めるべきである。

また、地方創生においては人材の創出が不可欠である。地域金融機関が、地域企業の人材ニーズの丁寧な把握・掘り起こしを進めて、地方への新しい人の流れの創出一層貢献できるようにREVICareerの利用促進等を進めるべきである。

さらに、地域経済の活力維持のため、地域金融機関は、地域の事業者の抱える課題を的確に把握し、必要な対応を行うことが引き続き求められている。特に、足下では米国関税等をめぐる動きなど世界経済・金融市場の不確実性は増している。政府は、日本銀行との連携を一層密にして対応する必要がある。こうした中、事業者への支援を的確に行っていくためには、日常から事業者とリレーションのある地域金融機関が果たす役割は大きい。政府においては、地域金融機関が、地域の事業者の課題に応じて事業者支援を実施しているかをしっかりとフォローしていき、米国関税措置等の影

響を見極め、米国関税措置等に深刻な打撃を受ける地域の基幹産業がある場合には、あらゆる選択肢を排除せず、当該基幹産業に対する保証料や貸出金利の引下げやゼロゼロ融資的な政策も含めて局面に応じて適切な政策を実施すべきである。経営者保証については、金融機関の保証徴求手続きの厳格化や意識改革等を目的とした「経営者保証改革プログラム」（2022 年 12 月公表）を含め、金融機関による更なる取組強化に向けた対応を検討すべきである。また、経営改善・事業再生等の場面にとどまらず地方創生への取組み全般において地域金融機関と地域の多様なステークホルダーとの連携が一層促進されるように対応を検討すべきである。

企業価値担保権については、2026 年春頃の法施行に向けて、政府は引き続き関係機関と緊密に連携して制度利用に向けた環境整備を行うとともに、制度趣旨等に関する周知・広報等に取り組む必要がある。

4－2. 地域金融機関自体の経営基盤強化

① これまでの取組みと成果

地域金融機関が、地域において幅広い金融仲介機能を継続的に発揮するためには、地域金融機関自体がしっかりとした経営基盤を確保していることが前提となる。

本調査会では、地域金融機関自らが安定した経営基盤強化を確保する必要があるとの提言を行い、これを踏まえ、2021 年 7 月に「金融機能の強化のための特別措置に関する法律」（以下、金融機能強化法）が改正され、合併・経営統合等の措置を行う地域金融機関等が同措置の一部経費（合併等に必要経費の 3 分の 1（上限 30 億円））の交付を受けられる資金交付制度が創設された。これまでに地域銀行による活用事例が 5 件、協同組織金融機関による活用事例が 1 件ある。

② 今後の対応

人口減少等を背景として、地域金融機関の経営状況には二極化の兆候が見られる。地方創生実現に不可欠な地域金融力を強化するためには、地域金融機関自体の経営基盤強化に向けた環境整備を強力に推進すべきである。現行の資金交付制度については、例えば、資金交付の主な対象はシステム改修に要する費用であるが、地域銀行においては、システム改修に要する費用が多額であることから、平均して、交付予定額が交付対象経費の 5 分の 1 程度までしか達しておらず、交付額の上限を拡張すべきではないかといった指摘や、協同組織金融機関においては、システムの共同化が進んでいること等から、交付予定額が少額にとどまっており、使途も限られていることから制度としての魅力に乏しいとの指摘がある。こうした指摘を踏まえ、2026 年 3 月末に申請期限が迫っている資金交付制度の延長や使途の拡大なども含めた抜本強化が必要である。このほか、今回の米国関税措置等の経済ショックや南海トラフ地震を含めた大規模災害に備えるため、同様に申請期限が迫っている金融機能強化法に基づく資本参加制度の延長など、地域金融力強化に向けた措置を強力に推し進めていくべきである。

政府は、地域金融機関による地方創生の取組みを後押しするとともに、地域経済の「要」たる地域金融機関自体の経営基盤を強化するため、今後数年間で集中的に取り組むべき政策に関する包括的なパッケージを策定し、地域金融による地域経済の活性化を強力に推進すべきである。

5. 企業会計に関する小委員会

5-1. サステナビリティ情報の開示・保証

① これまでの取組みと成果

サステナビリティ情報は、投資を行う上で有用な判断材料となるという意味で重要であることから、2023年1月に有価証券報告書に同情報の記載欄が設けられた。その後、我が国のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)では、2023年6月に最終化した国際基準(ISSB基準)と機能的に同等な、日本における具体的なサステナビリティ開示基準(SSBJ基準)を開発し、本年3月に最終化した。これまでも、本小委員会では、国内基準は国際基準と同等であることが望ましいとの観点等から、精力的に議論を行ってきたところであり、この結果を歓迎したい。

サステナビリティ情報の開示基準に係る国際的動向を見ると、米国では2024年3月に最終化した気候関連開示規則の執行が停止されている。また、欧州では、非上場企業を含む一部企業に対する義務付け開始時期が2年間延期となったほか、適用対象企業の負担軽減策を内容とする法案が提案されているものの、2024会計年度より、一定の規模以上の大手上場企業に対してサステナビリティ情報の開示の義務付けが既に開始している。

本小委員会では、上記を含めた国内外の動向を分析した上で、日本におけるサステナビリティ情報の開示基準の適用スケジュールや、サステナビリティ情報の信頼性の確保の観点から重要な論点である、サステナビリティ保証のあり方を中心に議論を行った。

② 今後の対応

現在金融庁においては、グローバルな投資家との建設的な対話を中心に据えたプライム上場企業について、時価総額3兆円以上の企業から段階的にサステナビリティ情報の開示基準の適用を開始することが検討されている。金融庁においては、引き続き、このスケジュールを基本線としつつも、国内外の動向等も注視しながら、柔軟に対応していくべきである。

また、企業の財務情報に影響を与うるサステナビリティ情報に対する保証の担い手を検討するに当たっては、公正かつ健全な競争環境の維持という観点も十分に考慮する必要があることを前提とした上で、財務諸表監査での長年の実績を有し、高い独立性や倫理を備えた公認会計士が、主導的な役割を担うべきである。もっとも、日本公認会計士協会としても、関係するサステナビリティ情報に関する専門知識を補うため、外部も含めた必要な専門家の利用を支援する環境の整備に努めるべきである。金融庁は、サステナビリティ情報の開示基準を適用する企業に対して、2028年3月期から段階的に保証を義務付けることを検討していることから、そのスケジュールを念頭に置きつつ、保証の担い手を決定し、日本公認会計士協会との間で実務的な連携を早急に進めるべきである。加えて、国際的に見ても、保証の実務はまだ確立されていないことから、保証の範囲についても、まずは限定された範囲から始め、しっかりと定着を図るべきである。

加えて、金融庁においては、有価証券報告書にて開示が義務付けられている女性管理職比率、男女賃金格差、男性育児休業取得率といった女性活躍に関する指標について、企業が具体的な女性活躍推進に向けた改善計画とともに開示するなどより充実した開示をするよう、引き続き促すべきである。

さらに、引き続き政府においては、国内関係者と連携し、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)のリサーチプロジェクトの対象となっている人的資本に関し、中長期的な企業価

値を見るにあたって重要で、かつ、日本企業が適切に評価されるような開示項目となるよう、より一層戦略的な意見発信を求めたい。

5－2. コーポレートガバナンス改革の推進

① これまでの取組みと成果

資産運用立国の実現のためには、インベストメントチェーンを構成する各主体に対する働きかけを行うことが重要であり、コーポレートガバナンス改革はその重要な構成要素の一つである。すなわち、コーポレートガバナンス改革を引き続き推し進めることにより、中長期的な企業価値の向上を後押ししていくとともに、企業の稼ぐ力を向上させ、企業価値向上による果実を家計も含めた主体に広く及ぼしていくことが重要である。

こうした観点から、金融庁においては、2024 年6月に策定された「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」に基づき、実質株主の透明性向上や協働エンゲージメントの促進等に向けたスチュワードシップ・コードの改訂等の取組みを進めてきた。本小委員会では、独立社外取締役の選任等に関する企業の形式的な体制整備や企業と投資家の対話の形骸化等の問題点を指摘し、コーポレートガバナンス改革をさらに推進する観点から、政府及び東京証券取引所における施策を更に進めるよう求めた。

② 今後の対応

このような本小委員会での議論も踏まえ、政府及び東京証券取引所は、中長期的な企業価値の向上に向け、引き続きコーポレートガバナンス改革に係る施策を着実に進めるべきである。具体的には、企業や投資家の形式的な対応をより実質的なものに変えていくため、独立社外取締役等が取締役会で機能を発揮するために必要な取締役会事務局の取組みや、投資家と企業とのエンゲージメントについての好事例や投資家と企業の認識にギャップがある事例を公表し、関係者に周知・浸透させる取組みを進めるべきである。

また、政策保有株式についても、保有企業の資本の非効率性と発行企業のガバナンスの歪みといった観点からの課題が指摘されているところ、政府としては、有価証券報告書における政策保有株式に関する開示の強化を内容とする内閣府令等の改正を踏まえた開示状況に対する検証や分析を行いつつ、引き続き企業に対し保有の合理性の深度ある検証等を促していくべきである。

このほか、企業の稼ぐ力を更に向上させるため、必要な措置を検討すべきである。

これらの政策も含める形で、金融庁においては、東京証券取引所と連携し、「コーポレートガバナンス改革の実践に向けたアクション・プログラム 2024」の後継となる政策パッケージを取りまとめ公表すべきである。

5－3. 一体開示・有価証券報告書の株主総会前開示

① これまでの取組みと成果

有価証券報告書には、企業経営に関わる重要な情報である役員報酬など、投資家の意思決定に有用な情報が豊富に記載されていることから、その提出時期については、株主総会の前、できれば投資家の意思決定に必要な時間を十分確保する観点から、一体開示が可能となる株主総会の招集通知の発出と同時期の3週間以上前とすることが最も望ましい。金融庁は、法務省・経済産業省といった関係省庁や業界団体とともに、株主総会前の開示に係る課題及び具体的な施策について、実務的な検討を進めてきたところであるが、本小

委員会においても、関係者を招待し、株主総会前の有価証券報告書の開示の重要性、実務上の困難が本当に超えられない課題なのかといった点を中心に精力的に議論を行った。

② 今後の対応

本小委員会としては、有価証券報告書が株主総会前の適切な時期に開示されることは、企業と投資家との間の建設的な対話の更なる充実につながるとともに、企業のガバナンス向上の観点からも望ましいものとする。

本年3月28日に金融担当大臣より発出された「株主総会前の適切な情報提供について（要請）」において、株主総会の前日ないし数日前に有価証券報告書を開示することの検討が要請されたことを踏まえ、金融庁においては、企業の取組状況の実態を把握するとともに、有価証券報告書レビューによる調査を行うべきである。また、本要請を踏まえた企業の前向きな動きを後押しする観点から、日本公認会計士協会においては、会員監査法人に対して、必要な周知等を行うべきである。

また、投資家の議決権行使のタイミングや会社法上の開示書類との一体開示が可能となり企業負担の軽減となることを踏まえると、有価証券報告書の開示は本来株主総会の3週間以上前が適当であると考えられる。そのため、金融庁においては、株主総会の3週間以上前の有価証券報告書の開示に向けて、取組みに前向きな企業のための相談窓口設置や官民の関係者の連携による一体開示の支援等、必要な追加的措置を検討すべきである。その際には、例えば米国では株主総会の開催日が期末後4か月から6か月で分散していること等を踏まえ、企業が十分に余裕をもって必要な情報を開示することができるよう総会開催日の移動についても検討すべきである。

さらに、法務省や経済産業省においても、株主総会資料の書面交付の不要化・電子化を含めて法制面の整理を検討する等、企業による株主総会前の適切な情報提供の取組みが容易となるよう推進策を検討するべきである。

5-4. 監査を巡る現状と課題

① これまでの取組みと成果

上場企業等を監査する監査事務所においては、2022年の公認会計士法等の改正により、監査法人のガバナンス・コード(2023年3月改訂)に沿った業務を実施する体制や充実した情報開示を行うための体制を整備することなどが義務付けられた。また、上場会社等の監査の担い手が、大手監査法人から中小監査法人へと裾野が拡大している現状を踏まえ、特に中小監査法人における監査法人のガバナンス・コードを踏まえた取組みの実効性を確保することは、会計監査の質・量の向上のために必要であるという問題意識から、本小委員会では、日本公認会計士協会から改訂された監査法人のガバナンス・コードの対応状況について聴取を行った。

② 今後の対応

中小監査法人を含めた上場会社等の監査の担い手全体の監査の質の一層の向上を図るためには、監査法人のガバナンス・コード改訂も踏まえ、情報開示対応およびIT基盤や人材基盤等の整備を着実に進めていくべきである。このような取組みの実効性確保には、日本公認会計士協会による自主規制機能の発揮が必要不可欠であり、同協会による支援も期待したい。

また、グローバルネットワークに所属する大手監査法人においても、監査法人のガバナンス・コード改訂も踏まえ、システムへの投資等について、真に監査の質の向上に資する投資になっているかといった観点から、投資額を含めた開示の充実を促進すべきである。

５－５．のれんの会計基準のあり方

① これまでの取組みと成果

我が国会計基準の開発については、本小委員会の提言（1999年12月21日）を踏まえ、独立した民間の会計基準設定主体である公益財団法人財務会計基準機構（FASF）及び当該財団内部に企業会計基準委員会（ASBJ）が設立され、ステークホルダーの意見を踏まえた適切なデュープロセスに基づく会計基準設定が行われ日本基準の国際的な信頼性を確立してきた。

のれんの会計処理について、従来から様々な考え方があり、我が国の会計基準では規則的な償却が求められているのに対し、国際的な会計基準では非償却とされている。我が国においては、企業の経営判断で、のれんを償却する日本基準と、のれんを償却しない国際会計基準の、いずれの立場も取れるような制度設計としている。

しかしながら、近年、無形資産型・知識集約型のビジネスモデルが広がり、のれんや無形資産の価値が時間経過と関係なく増減することがあるため、每期価値を評価すべきとの指摘や、M&Aを重視する企業などから損益計算書の営業利益への影響を懸念して我が国の会計基準においてものれんを非償却とすべきとの指摘がある。他方、資本効率を意識した企業価値経営を行う上で、のれんの償却は維持すべきとの指摘もある。

② 今後の対応

このように、近年、のれんに関して様々な指摘が行われていることを踏まえ、我が国におけるのれんの会計基準のあり方の検討を開始すべきタイミングにあると考えられる。会計基準のあり方を検討するにあたっては、独立した民間の会計基準設定主体に対してテーマアップがなされることで、同設定主体において検討が開始されることとなるが、我が国の会計基準に対する国際的な信頼性が確保されるように、のれんに関する過去の議論の歴史的背景や近年における様々な指摘を踏まえた、多様な関係者による深度ある丁寧な議論が行われることが期待される。

【参考】開催実績①（2024 年 6 月～2024 年 11 月）

<調査会本体>

2024年8月7日（水） 最近の市場動向について

2024年8月30日（金） 最近の市場動向について

〔企業会計に関する小委 提言案について
員会との合同会議〕

<企業会計に関する小委員会>

2024年8月2日（金） （1）サステナビリティ情報の開示基準に係る動向について（国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の次のアジェンダ）
・井口 譲二 ニッセイアセットマネジメント株式会社執行役員 運用本部副本部長 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
・菊地 正俊 みずほ証券株式会社エクイティ調査部 チーフ株式ストラテジスト
（2）コーポレートガバナンス改革の実践に向けた アクション・プログラム 2024 について
（3）スタートアップ企業の資金調達・監査について
・日本公認会計士協会

【参考】開催実績②（2024 年 12 月～2025 年 5 月）

2024年12月12日（木） 〔役員会〕	今後の進め方について
2024年12月18日（水） 〔デジタル社会推進本部 との合同会議〕	暗号資産を巡る状況と対応について①「制度」 ・ 政府からのヒアリング 金融庁 暗号資産を巡る状況と対応について②「セキュリティ」 ・ 民間からのヒアリング 日本暗号資産ビジネス協会 ・ 緊急提言（案）について デジタル社会推進本部・金融調査会
2024年12月23日（月） 〔財務金融部会との合同会議〕	（1）令和 7 年度財務金融部会関係税制改正要望の結果報告 （2）令和 7 年度財務金融部会関係予算の検討状況について
2024年12月24日（火）	①最近の金融経済情勢について（日本銀行、金融庁より説明） ②暗号資産の規制の見直しに関する現状と課題（ヒアリング） ・ 加藤 貴仁 東京大学大学院法学政治学研究科教授
2025年 1 月31日（金） 〔企業会計に関する小委 員会との合同会議〕	片山会長米国出張報告 サステナビリティ情報の開示・保証に関する制度のあり方 （金融庁、日本公認会計士協会よりヒアリング）
2025年 2 月 4 日（火）	1. 米国経済の行方（有識者ヒアリング） ・ 佐々木 融 株式会社ふくおかフィナンシャルグループ チーフ・ ストラテジスト 2. 1 月 23 日、24 日の金融政策決定会合の結果について
2025年 2 月 6 日（木） 〔財務金融部会との合同会議〕	金融庁提出予定法案に関する勉強会 ・ 保険業法の一部を改正する法律案 ・ 信託業法の一部を改正する法律案 ・ 資金決済に関する法律の一部を改正する法律
2025年 2 月14日（金） 〔幹部会〕	1. 貸金庫事案に関する報告・対応について 2. 詐欺等の犯罪への対応について 3. 「円滑な事業再生を図るための事業者の金融機関等に対する 債務の調整の手續等に関する法律案」について
2025年 2 月19日（水） 〔財務金融部会との合同会議〕	保険業法の一部を改正する法律案（条文審査） 地域金融機関の金融仲介機能の発揮と持続可能性について
2025年 2 月20日（木） 〔企業会計に関する小委 員会との合同会議〕	コーポレートガバナンス改革・市場の魅力向上について （金融庁、東京証券取引所よりヒアリング）
2025年 2 月25日（火） 〔財務金融部会との合同会議〕	①信託業法の一部を改正する法律案（条文審査） ②資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（条文審査） 暗号資産を巡る状況 ・ 暗号資産に関連する制度のあり方の再点検について

	・暗号資産を巡る米国の動向について
2025年2月27日（木） 〔企業会計に関する小委員会との合同会議〕	貸金庫事案に関する対応について 一体開示・有価証券報告書の総会前開示に向けた環境整備について ・一般社団法人日本経済団体連合会 ・井口 譲二 ニッセイアセットマネジメント株式会社執行役員 運用本部副本部長、 チーフ・コーポレートガバナンス・オフィサー
2025年3月13日（木） 〔企業会計に関する小委員会との合同会議〕	金融分野における AI の利活用状況について ・株式会社三井住友銀行 ・日本マイクロソフト株式会社 ・金融庁 監査を巡る現状・課題について ・日本公認会計士協会
2025年3月19日（水）	資産運用立国実現プランのフォローアップについて ・内閣官房 ・金融庁 ・金融経済教育推進機構（J-FLEC） ・日本証券業協会
2025年4月4日（金）	地域金融機関による地方創生の取組と持続可能なビジネスモデルの構築（ヒアリング） ・株式会社ふくおかフィナンシャルグループ ・株式会社八十二銀行 ・信金中央金庫、一般社団法人全国信用金庫協会
2025年4月9日（水）	スタートアップ投資・インパクト投資（ヒアリング） ・金融庁 ・株式会社東京証券取引所 ・一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 ・一般社団法人東京国際金融機構（FinCity.Tokyo）
2025年4月10日（木） 〔企業会計に関する小委員会との合同会議〕	中央銀行デジタル通貨（CBDC）に関する検討状況 ・財務省 ・日本銀行 一体開示・有価証券報告書の総会前開示に向けた環境整備② ・金融庁 ・日本公認会計士協会
2025年4月15日（火）	米国関税政策が日本の金融市場に与える影響（ヒアリング） ・株式会社日本取引所グループ ・野崎 浩成 東洋大学国際学部 グローバル・イノベーション学科教授
2025年4月18日（金）	暗号資産に関連する制度のあり方等について ・金融庁 ・日本暗号資産等取引業協会、日本暗号資産ビジネス協会
2025年5月9日（金）	1. のれんの会計基準を巡る現状 ・金融庁

[企業会計に関する小委員会との合同会議]

- ・日本公認会計士協会
- ・内閣府規制改革推進室
- 2. サステナビリティ情報の開示・保証に関する制度のあり方②
- ・金融庁

2025年5月13日（火）

1. 証券口座の不正利用への対応について
 - ・金融庁
 - ・日本証券業協会
2. NISA 有識者会議の開催状況、アセットオーナーの運用の高度化
 - ・金融庁、内閣官房
 - ・年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）
 - ・国家公務員共済組合連合会（KKR）
 - ・地方公務員共済組合連合会
 - ・日本私立学校振興・共済事業団
 - ・国立研究開発法人科学技術振興機構（JST）

2025年5月15日（木）
[幹部会]

1. 提言案について
2. 日本銀行の金融政策運営にかかる情報発信について

2025年5月20日（火）

提言案について

金融機関による貸金庫業務の適正化に関する緊急提言

令和7年3月7日
自由民主党政務調査会
金 融 調 査 会

先般、三菱 UFJ 銀行において、元行員が貸金庫から顧客の資産を窃取し、多額かつ複数の顧客被害が生じるという事案が発覚した。また、みずほ銀行においても類似の事案が数年前に発生していたことが最近になり明らかになったところである。

顧客からの信頼に基づき、その大切な財産を安全・確実に預かることは金融業を営む上で最も重要かつ基本的な責務である。日本を代表する金融機関において今回のような事態が相次いで発生したことは極めて重大であり、銀行業界および監督当局において厳粛・深刻に受け止めるべきである。

当事者である三菱 UFJ 銀行及びみずほ銀行に対しては、二度とこのような事態を起こすことのないよう、管理態勢の強化や人事運営、社員教育等、再発防止策を迅速かつ徹底的に実施するよう厳に求める。

今回の事件を契機として、個別の金融機関の問題にとどまらず業界全体の問題として、金融機関の貸金庫サービスに関する課題があらためて認識された。貸金庫の契約件数は高度経済成長期に伸び、足許の契約件数は全金融機関で 100 万超に上るとも言われており、顧客が金融機関に安心して財産を託す上でも重要な存在となっている。他方で、貸金庫は銀行法上の付随業務として位置づけられ、業界団体が作成している契約のひな型は存在するものの、同業務に関する監督上の指針等は特段存在していないのが現状である。金融機関が顧客からの信頼を再び得られるよう、貸金庫業務の適正化に向けて下記の施策を推進することが重要である。

(記)

まず、業界における内部不正防止に向けた管理態勢の強化である。貸金庫内の顧客資産の窃取等、内部の職員による不正を防止するため、各金融機関における職員への法令等遵守の徹底に加え、改めて貸金庫の管理態勢を確認するとともに、その高度化に努めることが重要である。

このような観点から、業界団体において貸金庫の管理態勢におけるベストプラクティスを取りまとめ、その着実な実施を通じて、内部不正の防止の徹底を求める。具体的には、各金融機関において、貸金庫の入室の手続きやルール、貸金庫の予備鍵等の重要物の保管方法、貸金庫の入退室・開閉等に関する管理態勢を検証したうえ、その強化を図るべきである。その際には、生体認証を含むデジタル技術等の活用も検討するべきである。

次に、貸金庫サービスのあり方の検討である。タンス預金は 50 兆円を超えるとも言われており強盗事犯等の社会不安もある中、多くの顧客は、大切な資産を安全に保管してもらえる場所として金融機関の貸金庫を利用しているが、貸金庫の内容物について金融機関が関知しないという秘匿性を持つがゆえにマネー・ローンダリング等の不正な目的で利用されるリスクがあるとの指摘もある。また、各金融機関における現在の規約では、危険物や変質、腐敗のおそれがあるなど貸金庫の保管に適さないものを貸金庫に格納することを禁止しているものの、現状、各金融機関において、こうしたルールが守られているか確認できる運用とはなっていない。

このような点を踏まえ、貸金庫サービスを健全に運営していくために、貸金庫の内容物のチェック等を含めて、業界全体の取組みとして、改めて貸金庫の規約について見直しを検討すべきである。こうした対応は金融機関にとって新たなコストとなるのは事実であり、そもそも金融業のデジタル化が進展する中で、貸金庫業務を営む管理コストが負担となる点是否定できない。しかしながら、地震や火災等の災害対策や安全対策を目的として、貴重品や重要書類を安全に保管しておきたいという顧客のニーズへの対応は、金融業を営むうえで最も重要な責務の一つである。そうした顧客ニーズにしっかりと応えるべく、業務の実態やマネー・ローンダリング対策等の観点を踏まえ、金融機関の今後の貸金庫サービスのあり方について、政府において3月中をめどに検討を進めるべきである。

最後に、事案が発覚した場合の公表のあり方についてである。金融庁は、業務改善命令等の場合を除き、不祥事案の公表の是非を金融機関の判断に委ねているのが現状だが、今般の顧客資産窃取のような事案はその重要性に鑑み速やかに公表させるようにすべきである。

このような取組みを通じて、政府及び金融業界が貸金庫業務の適正化を進め、国民の信頼に応えることを強く求めるものである。

以上

暗号資産を国民経済に資する資産とするための緊急提言

【デジタル社会推進本部・金融調査会 提言】

令和 6 年 12 月 19 日
自由民主党政務調査会

デジタル社会推進本部では、web3 をデジタル社会における成長エンジンの一つと位置付け、日本が web3 関連事業の発展を主導していけるよう、プロジェクトチームを立ち上げ検討を進めてきた。本年は、「DAO ルールメイクに関する提言」及び「web3 ホワイトペーパー2024 ～新たなテクノロジーが社会基盤となる時代へ～」を公表した。

これらの提言の結果、たとえば、LLC 型 DAO の設立・運営に必要な環境の整備、投資事業有限責任組合（LPS）による事業者のために発行される暗号資産・電子決済手段への投資を可能とする「投資事業有限責任組合契約に関する法律」の改正が既に実現されている。また、暗号資産の媒介のみを行う業者に関する、暗号資産交換業・電子決済手段等取引業とは異なる新たな業の創設や、電子決済手段（ステーブルコイン）の発行見合い金の管理・運用に関する検討も進められている。そして、これら一連の改革を主導してきたのは、まぎれもなく自由民主党である。

さらに、2024 年 10 月末時点において、暗号資産口座の開設数は 1,100 万口座を超え、利用者預託金は 2.9 兆円に達している。2005 年に FX 取引が旧金融先物取引法（2007 年に金融商品取引法へ統合）の対象とされた当時の状況（2007 年当時約 80 万口座）と比べても、多くの国民が暗号資産を投資対象として取引していることが伺える。

こうした流れを更に推進し、暗号資産を国民経済に資する資産とするためには、現時点において以下の施策を推進する事が必要である。

1. 暗号資産取引による損益を申告分離課税の対象へ

現行の税制においては、個人所得課税において、暗号資産の取引により生じた所得は原則雑所得に該当するものとされ、総合課税の対象として最高税率（所得税と住民税を合わせて）55%で課税されるなど、諸外国に比べて厳しい扱いとなっているとの指摘がある。

こうした指摘や暗号資産を国民の投資対象となるべき金融資産として取り扱うかなどの観点を踏まえ、①暗号資産の取引により生じた損益について 20%の税率による申告分離課税の対象とすること、②暗号資産にかかる所得金額からの損失の繰越控除を認める（翌年以降 3 年間）こと、③暗号資産デリバティブ取引についても同様に申告分離課税の対象にすることについて、検討を行っていくべきである。

2. 暗号資産に関する規制の枠組み等について

暗号資産は、価格変動するデジタル資産であるため、暗号資産交換業者のプラットフォーム等において活発に売買され、投資の対象になっている。また、米国等では機関投資家等によるビットコインの保有が着実に増加するなど、主要な暗号資産は、投資対象となるアセットクラスの一つとして位置付けられるようになっている。

一方、暗号資産は、単なる投資対象ではなく、本質的には、ブロックチェーンを機能させるための必須の要素である。また、我が国が従来より推進している web3 ビジネスにおいては、暗号資産は、金融取引のみならず、DAO のガバナンス、オンラインゲームでの決済手段などでの利用が拡大しており、非金融事業者（通信キャリア、ゲーム会社、アート・アニメ等の取扱事業者など）が web3 分野での事業を拡大している。米国では暗号資産関連の規制緩和の動きが加速する可能性が高いことにも留意が必要である。

現在、我が国における暗号資産の規制法の枠組みは、セキュリティトークンについては金融商品取引法の規制対象となっているものの、資金決済法を中心に構成されており、暗号資産は、投資対象としての金融商品としては位置付けられていない。この点、暗号資産が投資対象としても位置付けうる状況になっていることに鑑みると、暗号資産取引の振興や分離課税への道を拓くとの観点から、利用者保護に留意しつつ、暗号資産の一部を金融商品として法的に位置付け、金融商品取引法の規制対象とすることも考えられる。但し、その際には、web3 ビジネスが金融事業のみならず多様な非金融事業をも含むことから、イノベーションを阻害することのないよう、多様な意見を尊重しつつ、最適な規制法の枠組みはどうあるべきかについて検討を進めるべきである。また、こうした投資対象としての位置付けの整理も踏まえながら、暗号資産を ETF の対象とすることについても検討を行っていくべきである。

3. 国民経済に資する資産となるためのサイバーセキュリティへの取り組み

暗号資産交換業者においては、利用者資産の保護の観点から、強固なサイバーセキュリティの確保が必要不可欠である。このため、各事業者においては、関連法令を順守するとともに、独自のセキュリティ対策を講じているのが現状である。

しかしながら、暗号資産は国境を越えて流通する特性を有しており、事業者単独でのセキュリティ確保および強化には限界がある。このため、事業者間および国際的な連携を図る枠組み（ISAC：Information Sharing and Analysis Center）を構築し、ISAC に参加する各事業者間および関係当局との間で、セキュリティに関する情報の共有や連携を進めることが喫緊の課題となっている。

現在、民間の試みとして「JPCrypto-ISAC」設立の動きがあることを承知している。設立された ISAC における情報共有、そして米国をはじめとする諸外国の Crypto-ISAC や関連調整機関との連携強化を通じて、各事業者におけるセキュリティレベルの一層の向上を図るとともに、これらの取り組みについて政府が強力に後押ししていくべきである。

以上